

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	商工・港湾振興課
評 価 対 象 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市働く婦人の家	
	所 在 地	八代市清水町2-94	
	設置目的	勤労女性、勤労者家庭の女性及び勤労青少年の福祉増進を図るため	
指定管理者	名 称	一般社団法人八代弘済会	
	所 在 地	八代市本町一丁目10-35	
指定管理業務の内容	(1) 生活、職業、健康、育児等に関する相談及び指導 (2) 一般教養、職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会、鑑賞会、展示会等の開催 (3) グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導 (4) 休養、レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与 (5) その他市長が勤労女性、勤労者家庭の女性及び勤労青少年の福祉を増進するために必要と認める事業		
指 定 期 間	令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日	4年	

II 利用状況

	令和4年度 (評価対象期間の最終年度)	令和2年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開 館 日 数	269	225	44
施設利用者数	15230	13447	1783
施設稼働率	85	91	▲ 6
事業参加者数	11754	9854	1900

III 収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

（単位：千円）

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	65,735	64,228	-1,507	
指定管理料	49,353	49,342	-11	
貸館収益	810	716	-94	
自主事業収益	15,240	13,841	-1,399	
雑収益	332	329	-3	
その他（ ）			0	
支 出	65,735	59,481	6,254	
講師報償費	16,560	14,692	1,868	
給料手当	27,896	27,511	385	

清掃分賃金	150	0	150	
法定福利費	5,000	3,772	1,228	
福利厚生費	108	110	-2	
退職給付費	660	720	-60	
消耗品費	900	785	115	
器具備品費	600	184	416	
修繕費	560	202	358	
旅費交通費	620	48	572	
通信運搬費	660	476	184	
光熱水費	3,846	3,019	827	
本部管理費	900	1,260	-360	
外注費（委託）	1,416	1,163	253	
賃借料	1,140	1,083	57	
交際費	150	141	9	
租税公課	1,636	3,812	-2,176	
雑費	2,633	503	2,130	
予備費	300	0	300	
収 支	0	4,746	4,746	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	30		24
（1）サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	15	4	12
①開館時間、休館日の運用			
②稼働率			
③利用者数			
④自主事業			
⑤広報計画			
⑥その他自主的な取組			
（2）利用者満足度	15	4	12
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由]	<p>コロナ禍の中、開館制限や開館時間短縮などの影響により利用者数にも大きな影響があった。また主催事業も計画通りに開催ができないこともあったが、広報周知に積極的に取り組み、利用者数や事業参加者数は増加傾向にあり評価できる。</p>		
2 管理経費縮減に関する取組み	20		16
（1）経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	5	10
①経費節減の取組			
②会計処理			

(2) 収入の増加			
①収入状況	10	3	6
[評価の理由]			
収入面では予算額に対して決算額は若干の減少となったが、経費面で1割程度の削減を行い、全体として経費縮減の効果はあったと評価できる。			
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	25		23
(1) 施設管理手法及び維持管理体制			
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修	15	5	15
③施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）			
④清掃業務			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）	10	4	8
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			
[評価の理由]			
施設管理者としてリスク分担に基づき、適切に施設の点検、修繕等を実施しており、職員による毎日の清掃も実施している。緊急時を想定した消防訓練も年2回実施している。			
4 その他の取組み	25		22
(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み			
①地域との連携（関係）	15	4	12
②他の市民利用施設との連携			
(2) 地域雇用への配慮			
①市民採用・再雇用	10	5	10
②地元業者委託			
[評価の理由]			
運営委員に利用者のほか、地域住民を選定し、地域との連携をはかっている。また、館外の花壇清掃を実施するなど、地域の景観にも配慮している。施設管理、修繕業務には地元業者を積極的に起用している。			
合 計		100	85
【総合評価結果】			
合計得点	85	評価ランク	B

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%	↓	目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル (乗率)}$$

【総括評価】

- A : 総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B : 総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C : 総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D : 総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E : 総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

- A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。
- B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。
- C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
- D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。
- E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。